

行方市告示第 75 号

行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 15 日

行方市長 鈴木 周 也

行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、稲作に関する作業の効率化、低コスト生産の促進及び農地の保全に取り組み、稲作の振興を図ることを目的として、大型機械及び設備(以下「農機具等」という。)の導入に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 交付対象者は、次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、市内の農地で営農を継続している認定農業者又は認定農業者団体であること。
- (2) 申請年度における水稻の作付面積が水稻生産実施計画書上 3 ha 以上の個人又は法人であること。
- (3) 市税を完納していること。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる農機具等は、次に定めるものとする。

- (1) 色彩選別機

(補助対象要件)

第 4 条 補助金交付の対象となる要件は、次に定めるものとする。

- (1) 5 年後の経営面積又は作業受託面積を現状と同等又は拡大させること。
- (2) 色彩選別機を導入した場合は、翌年産米から 5 年間の 1 等米比率 90%以上を目指すこと。
- (3) 補助を受けた翌年度から 5 年間、同補助事業の申請はできない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費(消費税を除く)の 3 分の 1 以内とし、100 万円を上限とする。ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、異なる 3 者以上から見積書を徴し、最も安値を提示した者から購入することとする。ただし、複数の者が取り扱いできない農機具等に関しては、この限りではない。

い。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者の請求に基づき補助金の概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、その内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、既に決定した補助金の額等に異動を生じない変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、当該実績報告等の書類の審査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第8号)により市長に補助金を請求するものとする。

(実施状況報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業終了後も実績報告を提出した日の属する年度の翌年度から5年間、当該補助事業に関する実施状況報告書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 前項の実施状況報告において第4条に定める補助要件を満たさなかった場合、事業改善計画書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

3 実施状況報告書及び事業改善計画書の提出は、毎年5月末までに行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合に交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、本要綱又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助金(全部・一部)取消通知書(様式第 11 号)を当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、市長は、当該取消しを受けた補助事業者に対し、補助金返還命令書(様式第 12 号)により通知するものとする。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業によって取得した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳(様式第 13 号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産を処分するときは財産処分等承認申請書(様式第 14 号)を提出しなければならない。ただし、当該財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 13 条、第 14 条及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)第 5 条に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

(重複受給の禁止)

第 14 条 この補助金は、他の告示等の補助金と重複して受けられないものとする。

(補則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、その代表者の氏名等)

行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付申請書

行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- ☐ 事業計画書(別紙 1)
- ☐ 収支予算書(別紙 2)
- ☐ 見積書(3 者以上)
- ☐ 商品カタログ
- ☐ 経営面積又は作業受託面積を確認できる資料

(別紙1)

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

購入する農機具等	購入予定時期	備 考

3 経費の配分

(単位：円)

総事業費	補助対象事業費	負 担 区 分			備 考
		市補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	

4 成果目標

項 目	R 6 (現状)	R 7	R 8	R 9 (目標)
経営面積の拡大 (うち水稻)	ha (ha)	ha (ha)	ha (ha)	ha (ha)
一等米比率(%)	%	%	%	%

5 事業完了予定日 年 月 日

(別紙2)

収 支 予 算 書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
市補助金		
自己資金		
そ の 他		
計		

2 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
農機具等		
計		

様式第 2 号(第 7 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

行方市長

行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助対象農機具等の名称

2 交付決定額 円

様式第 3 号(第 8 条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

住所
氏名 ⑩
(法人にあつては、その代表者の氏名等)

行方市稲作経営持続化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け記号番号で交付決定のあつた補助金について、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 概算払いを請求する理由

5 振込先

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 支店 農 協		
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義			

様式第 4 号(第 9 条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては, その代表者の氏名等)

行方市稲作経営持続化支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け記号番号で交付決定のあつた補助事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので, 行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補助対象農機具等	
申請の区分	変更 ・ 中止 ・ 廃止
申請の理由	
変更年月日	
変更事項	(変更前) (変更後)
添付書類	

様式第 5 号(第 9 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

行方市長

行方市稲作経営持続化支援事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更について、審査した結果、次のとおり承認(不承認)したので、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

補助対象農機具等	
申請の区分	変更 ・ 中止 ・ 廃止
承認・不承認の別	(不承認の場合はその理由を併記する)
変更年月日	
補助金の額	今回通知額 円(ア) 既通知済額 円(イ) 変更増減額 円(ア)－(イ)
承認の条件	
備考	

様式第 6 号(第 10 条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その代表者の氏名等)

行方市稲作経営持続化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け記号番号で交付決定のあつた補助事業について、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

1 補助対象農機具等

2 事業完了年月日 年 月 日

3 交付決定額 円

4 添付資料

☐ 事業成績書(別紙 1)

☐ 収支精算書(別紙 2)

(別紙1)

事業成績書

1 事業の成績

2 事業の内容

購入する農機具等	実施時期	備考

3 経費の配分

(単位：円)

総事業費	補助対象 事業費	負担区分			備考
		市補助金(A)	自己資金(B)	その他(C)	

※ 購入したことが分かる領収書及び写真を添付すること。

(別紙2)

収 支 精 算 書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
自己資金					
そ の 他					
計					

2 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較		備 考
			増	減	
計					

※区分の欄には、購入した農機具等を記載すること。

様式第 7 号(第 11 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

行方市長

行方市稲作経営持続化支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け記号番号で実績報告のあった事業について、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり補助金を交付する額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 円

様式第 8 号(第 12 条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

住所
氏名 印
(法人にあつては、その代表者の氏名等)

行方市稲作経営持続化支援事業補助金請求書

年 月 日付け記号番号で交付決定のあつた補助金について、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

【 振 込 先 】

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 農 協			支店
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号		
フ リ ガ ナ				
口 座 名 義				

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、その代表者の氏名等)

行方市稲作経営持続化支援事業に係る実施状況報告書

年 月 日付け記号番号で交付決定のあった補助事業による実績について、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の概要

事業実施年度	事業内容(導入農機具等)	事業費	補助金額
年度		円	円

2 経営面積又は作業受託面積

	現状 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)	5 年目 (年度)
面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha

3 一等米比率(※色彩選別機のみ)

	現状 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)	5 年目 (年度)
比率	%	%	%	%	%	%

※行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 4 条の要件に達しなかった年については、事業改善計画書(様式第 10 号)を併せて提出すること。

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、その代表者の氏名等)

行方市稲作経営持続化支援事業に係る事業改善計画書

年 月 日付け記号番号で交付決定のあつた補助事業による 年度の実施状況について、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 4 条で定める要件に達しなかつたため、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、今後の事業改善計画について次のとおり報告します。

現状
原因・課題
改善対策
改善後の数値目標
実施スケジュール

様式第 11 号(第 14 条関係)

年 月 日

様

行方市長

印

行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱(全部・一部)取消通知書

年 月 日付け記号番号により補助金の交付の決定を通知した行方市稲作経営持続化支援事業補助金については、下記の理由により交付の決定を取り消しましたので、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

1 取消内容

2 取消理由

様式第 12 号(第 14 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

行方市長

補助金返還命令書

年 月 日付け記号番号で交付額が確定した行方市稲作経営持続化支援事業補助金について、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額

金							
---	--	--	--	--	--	--	--

2 交付金額 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還年月日 年 月 日

財 産 管 理 台 帳

事業実施者

事業実施年度		年度			補助金名	行方市稲作経営持続化支援事業補助金						
事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
機械種別	設置又は 保管場所	事業内容 (規格・能力等)	着 工 年月日	竣 工 年月日	事業費	負担区分		耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
						市補助金	その他					
合 計												

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等別に記入すること。
3 摘要欄には、処分の相手方、処分価格等を記入すること。

様式第 14 号(第 15 条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、その代表者の氏名等)

行方市稲作経営持続化支援事業に係る財産処分等承認申請書

行方市稲作経営持続化支援事業補助金により取得した財産について、行方市稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由
- (2) 処分の内容
- (3) 今後の利用方法及び処分方法

2 処分の対象財産

- (1) 事業実施主体
- (2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量
- (3) 事業費、補助金額、補助率
- (4) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数
- (5) 現況写真(添付)

3 処分予定年月日

4 その他市長が必要と認める書類